

松戸市自立相談支援事業業務委託における候補者選考基準

1 基本事項

松戸市自立相談支援事業を委託する業者を公募により募集し、選考委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「松戸市自立相談支援事業業務委託 委託業者公募選考票」に従い、採点を行う。

1. 配点

4人の選考委員に100点ずつを配分し、満点を400点とする。

2. 審査点の算出

審査点の算出は、原則として採点者の点数を合計して算出する。

3. 評価の方法

評価点を算出し、評価点が最も高い者を事業者として選出する。

複数の事業者において評価点が同点となった場合は、審査項目「費用対効果」の点数の合計が高いものを上位とし、その項目も同点だった場合は、重要度「A」の評価項目の点数の合計が高い者を、契約候補者を決定する。

なお、審査の結果、評価点が6割(240点)に満たない応募者については、応募者が1者の場合であっても選定しない。